

一般廃棄物処理業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23

有限会社 健勝重建

氏 名 代表取締役 相澤 政則 様

令和5年5月26日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木、流木）スキ取物（ボサ類）、伐根物
営業所の所在地及び名称	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建	
許可期間	令和5年6月9日から 令和7年6月8日まで	
一般廃棄物の収集を行う事ができる区域	音更町内の各種工事現場等	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地12 有限会社 健勝重建 中間処理施設 上記以外に搬入する場合には、町長へ承認願を事前に提出し承認を受けること。
	その他	関係法令を順守すること。

令和5年 6月 9日

音更町長 小野 信次

